

港湾施設管理の基本的な考え方

護岸や防波堤などの港湾施設は、港内の静穏度を維持することなどを目的に設置されたものであり、元々一般の人たちの利用を想定していない施設である。このため、危険な場所についてはフェンスや看板等を設置することによって、これら港湾施設への立入規制を行ってきた。

市民の安全確保が行政の責務であり、市民が港を利用していただくにあたっては、安全性を第一に考える必要がある。また、港湾管理者としては港の機能の確保が重要であり、港湾活動が円滑に行われるよう港湾施設を良好な状態で維持管理する責務がある。

このため、護岸や防波堤などの港湾施設は原則として、これまでのように立入規制を行っていく必要がある。

しかし、多くの護岸や防波堤で釣り等のために一般の人たちが立ち入っている現状があり、水辺を快適な空間として利用したいという市民ニーズも高まっている。

このため、手法によっては安全等について一定の条件が満たされるような場所について、港湾機能に支障が生じない範囲で、部分的に立入り規制を設けず一般の人たちに開放することができないかを検討するものである。

〔立入規制すべき場所〕

- ・ 危険性が高い場所
- ・ 港湾機能を阻害する可能性のある場所
- ・ 野鳥保護などの観点から開放できない場所

〔立入規制しない場合に考慮すべき事項〕

安全性の確保

- ・ 港湾施設を一般に開放する場合、施設管理者として通常有すべき安全性を確保する必要がある。
- ・ また、釣り人のライフジャケット着用の義務づけなど自己責任を原則とする利用ルールの設定が必要であると考えられる。

公平な市民負担

- ・ 市民全てが釣りをするわけではないので、港湾施設の開放にあたって費用が発生する場合は公平な市民負担の原則から、受益者負担を考慮する必要がある。

マナーの遵守

- ・ 釣り人等によるごみ捨て、路上駐車などは周辺住民や企業に多大な迷惑を及ぼし、その対策に多くの経費が必要となるため、港湾施設の利用にあたっては利用者のマナーの遵守が必須である。
- ・ このため、護岸、防波堤を開放した後に、ごみ捨てや路上駐車などマナーの悪さが目に余る場合は再度立入り規制を行うこととする。